

ア 医療システム

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
価格決定方法の見直し (厚生労働省)	a 薬価については先発品と後発品の算定価格、画期的新薬の算定価格などに関して、開発のインセンティブが働くような適正な算定を行うなど、算定ルールの抜本的な改革を行う。	公布・通知発出	措置(4月施行予定)	
	b 現在、薬価205円以下(内服1日分、頓服1回分など)の薬剤に関しては、薬剤名などの内訳を省略して薬剤費請求ができる「205円ルール」が存在するが、これを廃止し、内訳を明示した請求とし、医療の透明性を図る。 【平成14年厚生労働省保険局医療課長通知】	通知発出	措置(4月施行予定)	
	c 革新的な医療機器については、平成12年10月から新規の医療機器に適用されている新たなルールにおける実例を踏まえつつ、新機能区分の価格算定ルール等について検討する。 【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第0213009号】 【平成14年厚生労働省告示第98号】	通知発出・公布	措置(4月施行予定)	
	d 医療材料については、薬価算定の場合と同様に外国価格参照制度を導入するなど、価格の適正化や流通全体を通じた抜本的な改革による競争政策の徹底など、内外価格差を是正するための所要の措置を講ずる。 【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第0213009号】 【平成14年厚生労働省告示第98号】	通知発出・公布	措置(4月施行予定)	
救急医療の再構築 (厚生労働省)	a 救急医療は、24時間診療を維持するための多大な費用を要するため、救急医療体制の充実を図る観点から、診療報酬体系を見直す。 【平成14年厚生労働省告示第71号、第72号】	公布	措置(4月施行予定)	

ウ 医療機関

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
広告規制の緩和 (厚生労働省)	<p>患者の選択が尊重される患者本位の医療サービスの実現のために、現在の広告規制を見直し、将来のネガティブリスト化を視野に入れつつ、当面は、現在広告が許されている内容・範囲の大幅な拡大を図るとともに(ポジティブリストの積極的拡大)、関係者の要望にもかかわらずポジティブリストへの掲載が困難な場合の説明責任を明確にする。</p> <p>【平成14年3月厚生労働省告示】</p>	公布	一部措置 (告示は4月施行予定) 将来のネガティブリスト化を視野に入れた検討	